



いはらき

宅建

No.147

2024.3月

CONTENTS

令和6年「新春の集い」を開催いたしました……………	2
不動産フェア実施報告……………	3
研修会実施報告……………	4-5
内閣府からのお知らせ……………	6
ハトマークが新しくなりました 宅建試験申込期間変更のお知らせ……………	7
低未利用地100万円控除に対する活動展開……………	8
改正空家特措法における空家等管理活用 支援法人として活動して参ります……………	9
最近の裁判例から……………	10-11
新入会員紹介 廃業に伴う退会届について……………	12



令和6年「新春の集い」を開催いたしました

令和6年1月16日、水戸プラザホテル（水戸市千波町）において令和6年「新春の集い」を開催いたしました。茨城県知事を始め、関係各位より多数のご参会を頂き、盛会に執り行うことができました。これもひとえに皆様方のご厚情の賜物と厚く御礼申し上げます。

当協会は、今後におきましても不動産取引の専門家としての自覚と責任をもって、安心・安全な不動産取引が行われるよう努力し、地域社会の発展と住生活の向上に寄与して参る所存でございますので、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



張替武敏会長



大井川和彦茨城県知事



加藤明良参議院議員



葉梨衛県議会議員



小川一成県議会議員



高崎進県議会議員



茨城県議会議員の皆様



安藤真理子土浦市長



高橋靖水戸市長



(一社) 茨城県建築士会
柴和伸会長



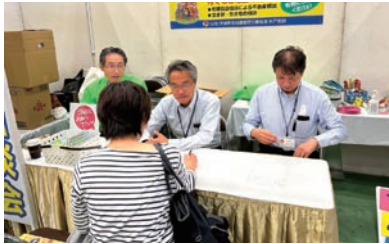
自民党茨城県支部連合会
岡田広最高顧問

不動産フェア 実施報告

9月23日は「不動産の日」。秋は不動産取引が多くなることと、「2(ふ)10(どう)3(さん)」の語呂合わせから、昭和59年(1984年)に全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)が決めました。例年通り、不動産の日にちなんで不動産フェアを実施いたしました。

水戸支部

11月4日、5日
ひたちなか市産業交流フェア
(ひたちなか総合運動公園)



11月18日、19日
水戸市産業祭
(リリーアリーナ MITO (青柳市民体育館))



土浦・つくば支部

10月28日、29日
無料相談会
(イオンモール土浦)



県西支部

11月23日
無料相談会
(イオンモール下妻)



県南支部

9月30日、10月1日
守谷市商工まつり
(守谷駅西口駅前広場)



11月4日、5日
とりで産業まつり
(取手緑地運動公園)



鹿行支部

11月5日
無料相談会
(鹿嶋勤労文化会館)



古河・岩井支部

10月7日
古河関東ド・マンナカ祭り
(古河市イーエス中央運動公園)



県北支部

11月11日、12日
日立市産業祭
(日立市池の川さくらアリーナ)



石岡支部

10月21日
ふるさとまつり in かさま
(友部公民館)



牛久・竜ヶ崎支部

11月3日
うしく Wai ワイまつり
(牛久市中央生涯学習センター)



11月23日
龍ヶ崎市産業祭いがっぺ市
(龍ヶ崎市役所北側駐車場)



研修会実施報告

令和5年度第2回法定研修会

鹿嶋会場【鹿嶋セントラルホテル】 令和6年1月26日(金) 水戸会場【水戸プラザホテル】 令和6年2月19日(月)
筑西会場【ダイヤモンドホール】 令和6年2月15日(木) つくば会場【つくば国際会議場】 令和6年2月26日(月)

研修
内容

- 1 「立入調査結果と最近の相談事例について」
講師：茨城県土木部都市局建築指導課 担当官
- 2 「インスペクション制度の活用と本県の空家等対策について」
講師：茨城県土木部都市局住宅課 担当官
- 3 「県内における犯罪情勢について」
講師：茨城県警察本部刑事部国際捜査課国際化対策係 担当官
- 4 「トラブルの未然防止! 賃貸仲介と売買仲介の留意点について」
講師：(株)ときそう 不動産鑑定士 吉野 荘平氏



新規免許取得者研修会

つくば会場【ホテルグランド東雲】 令和6年2月1日(木)
水戸会場【ホテルレイクビュー水戸】 令和6年2月13日(火)

研修
内容

- 1 「宅地建物取引業の運営について」
講師：茨城県土木部都市局建築指導課 担当官
- 2 「不動産広告について」
講師：(公社)首都圏不動産公正取引協議会 担当官
- 3 「保証協会について」
講師：(公社)全国宅地建物取引業保証協会 担当官
- 4 「宅地建物取引業と人権について」
講師：茨城県人権啓発推進センター 担当官



支部研修会

●土浦・つくば支部 【ホテルマロウド筑波】 令和5年11月21日

- 研修内容 1 「ハトサポの有効的な利活用について」
講師：(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会事務局



●県西支部 【茨城県県西生涯学習センター】 令和5年12月7日

- 研修内容 1 「暴力団情勢と不当要求防止対策等について」
講師：公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター専務理事 冨澤 実氏



●牛久・竜ヶ崎支部 【牛久シャトーレストラン】 令和6年1月12日

- 研修内容 1 「今後の市政」
講師：龍ヶ崎市長 萩原 勇氏
2 「牛久市の市政及び展望」
講師：牛久市長 沼田 和利氏



●古河・岩井支部 【古河市商工会館総和事務所】 令和6年1月22日

- 研修内容 1 『ヒヤリハット!不動産仲介トラブル事例集—失敗事例に学ぶ、顧客の立場に立った「調査」の重要性—』
講師：(公財) 不動産流通推進センター 渡邊 宏氏



●県南支部 【取手市ウェルネスプラザ】 令和6年2月2日

- 研修内容 1 『売買営業に活かす不動産相続のコンサルティング知識』
講師：株式会社K-コンサルティング 大澤 健司氏

●水戸支部 【ホテルレイクビュー水戸】 令和6年2月26日

- 研修内容 1 『那珂市区域指定の概要 市街化調整区域における空き家の用途変更について』
講師：那珂市建設部都市計画課開発指導室 担当官
2 『農地取引の基礎知識』～歴史に学ぶ農地の特殊性～
3 『不動産取引における本人確認・意思確認』
～改正犯罪収益移転防止法の施行をふまえて～
講師：茨城司法書士会 会長 中村 慎一氏

●県北支部 【日立地区産業支援センター】 令和6年3月8日

- 研修内容 1 国土交通省 建築基準法改正 2025年施行4号特例縮小で木造住宅の安全性確保へ
2 相続した不動産の売却の基礎知識
3 市街化調整区域に関するトラブル事例
講師：深沢綜合法律事務所 弁護士 柴田龍太郎氏



重要土地等調査法に基づく3回目の区域指定について

「重要土地等調査法」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが、今般、3回目の指定として、令和5年12月11日に茨城県内の一部の区域を含む、合計180の区域を指定し、令和6年1月15日に施行しました。施行日後においては、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うほか、「特別注視区域」内において面積が200m²以上の土地・建物を売買等する際には、あらかじめ内閣府に届出をすることが必要になります。

宅地建物取引業者の皆様におかれましては、「特別注視区域」内における土地・建物の売買等の仲介等を行う際に、重要土地等調査法に基づく届出義務について、当事者に対して重要事項として説明することが必要となりますので、適切にご対応いただけますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

さらに令和5年12月26日に開催された土地等利用状況審議会において、茨城県内も含む4回目指定の候補が提示されております。詳しくは内閣府のホームページをご参照いただくか、下記の内閣府のコールセンターまでお問い合わせ下さい。なお、区域の指定状況や区域図については、ホームページの「区域の指定について」のページに順次掲載しています。

【特別注視区域】（重要事項として説明が必要）

霞ヶ浦高射教育訓練場（土浦市、阿見町）、百里基地（小美玉市）を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域

【注視区域】

武器学校、航空装備研究所土浦支所、朝日燃料支処（土浦市、阿見町）を中心とした周囲おおむね1,000メートルの区域

■お問い合わせ先

内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL：0570-001-125（平日9:00～17:00）

■内閣府のホームページ

<http://www.cao.go.jp/tochi-chosa>

内閣府 重要土地



届 出

「特別注視区域」にある土地・建物については、所有権等の移転等をする契約を締結する場合、国への届出が必要となります。

※届出は、土地・建物の取引自体を規制するものではありません。

	内容	備考
届出の対象	面積（建物【※】の場合は、各階の床面積の合計）が200平方メートル以上の土地及び建物	【※】 マンションは、専有部分の床面積が200平方メートル以上である場合、届出の対象になります。
届出の対象となる契約	売買、贈与、交換、形成権（予約完結権、買戻権）の譲渡等（これらの予約である場合も含まれます。）	賃貸借、相続等は対象外です。
届出を行う必要がある者	契約の当事者	売主と買主の双方が届出を行う必要があります。
届出の期限	契約締結前（一部を除く。）	
届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者の氏名又は名称及び住所【※】 ●土地等の所在及び面積 ●土地等に関する所有権等の種別及び内容 ●土地等の利用目的 ●譲受け予定者等の国籍等 ●土地等の利用の現況 ●契約予定日 	【※】 法人の場合は、代表者の氏名も必要となります。

ハトマークが新しくなりました

令和6年1月1日から、ハトマークが新しくなりました。

ハトマークのロゴは、「ハトマークグループ（全国宅地建物取引業協会連合会、全国宅地建物取引業保証協会、及び47の都道府県宅建協会、会員店）」としての価値観や信条、目的などの信念を明確に打ち立て、そのブランドイメージを効率的に浸透させることを目的に、この度リニューアルしました。

会員の皆様は、既存のハトマークも引き続きご利用いただけますが、今後、新たに作成する物については、新しいハトマークをご使用いただきますようお願いいたします。（全宅連HP内の会員業務支援サイト「ハトサポ」にログイン後、ダウンロードできます。）

ロゴマークについて



正円にハトマークを整えることでマークの視認性を高め、バランスを整えることでより印象に残るロゴマークとして、安定感・安全・美しさ・優しさ・広がり・繋がりを表現することを目的にリニューアルしました。

令和6年度宅地建物取引士資格試験の 申込期間が変更となります

令和6年度の宅地建物取引士資格試験の申込期間について、以下のとおり**郵送申込期限を早め、インターネット申込期限を延長**する予定です。

令和6年度に受験をお考えの方は、申込期間をお間違えのないようご注意ください。

インターネット申込みは、原則として24時間申込みが可能等便利で、送料等の付帯費用も郵送申込に比べて安価ですので、可能な方はご利用をお願いします。

申込み方法	郵送申込み	インターネット申込み
(予定) 令和6年度	7月1日(月)～ 16日(火)	7月1日(月)～ 31日(水)
(参考) 令和5年度	7月3日(月)～31日(月)	7月3日(月)～19日(水)

令和5年9月1日
指定試験機関 一般財団法人不動産適正取引推進機構
電話 (03) 3435-8181

低未利用地 100 万円控除に対する活動展開

令和 5 年度税制改正において、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 100 万円特別控除（令和 2 年度創設）」について、延長・拡充がされました。

譲渡価額 500 万円以下については、これまで通り、都市計画区域内にある一定の低未利用地を対象とすることが 3 年間延長となりました。

また、今回の見直しでは、これまで譲渡価格 500 万円以下であったものが、上限 800 万円に引き上げられることとなりましたが、この上限額の引き上げ対象となる取引には、次の要件が定められています。

次に掲げる区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合における低未利用土地等の譲渡対価に係る要件を 800 万円以下（従前：500 万円以下）に引き上げる。

(イ) 市街化区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域設定区域に所在する土地

(ロ) 所有者不明土地対策計画を作成した自治体の都市計画区域内に所在する土地

上記、要件の（ロ）については、線引き都市計画区域内の市街化調整区域や非線引き都市計画区域内の用途地域の設定がない区域に対する要件として所有者不明土地対策計画の策定を要件としているものです。

令和 2 年に創設された「低未利用土地等を譲渡した場合の 100 万円控除」では、本県が全国で 2 番目に多くの低未利用土地等確認書が自治体より交付されており本制度が有効に活用されています。

そこで本会と致しましては、市町村に対しまして所有者不明土地対策計画の策定を求める要望活動を展開し、令和 6 年 2 月現在、県内 7 つの自治体において対策計画が策定されています。

会員の皆様方におかれましては、該当の取引の際には、是非ご活用くださいますようお願いいたします。

【所有者不明土地対策計画策定済み自治体】

つくば市、ひたちなか市、常総市、龍ヶ崎市、北茨城市、牛久市、小美玉市



常総市：神達市長



ひたちなか市：大谷市長



龍ヶ崎市：萩原市長

改正空家特措法における 空家等管理活用支援法人として 活動して参ります



速報 本会は小美玉市より空家等管理活用支援法人として指定されました

令和5年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正され、12月13日に施行されました。

この改正法では、空家等の活用拡大のために新たに支援法人制度が定められ、市町村長が「空家等管理活用支援法人」を指定することができることとなっております。

現在、本会では、多くの自治体と空家バンクの協定を締結し空家の利活用の促進に関わらせて頂いております。また、本会より空家等対策協議会の委員として多数の会員が空家特措法に基づく協議に参画させていただいております。

さらには、市町村で開催する空家相談会へも相談員を派遣し、空家所有者に対する具体的アドバイス等にも対応しているところで御座います。

以上の通り、本会では、空家等に対する利活用の促進について積極的に活動を実施していることから、多くの自治体より支援法人の指定を受け、支援法人としての業務を実施して参りますので会員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

法律の概要

(1) 所有者の責務強化

- 現行の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務を追加

(2) 空家等の活用拡大

①空家等活用促進区域

- 市区町村が空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針を定めた場合に接道規制や用途規制を合理化し、用途変更や建替え等を促進
- 市区町村長は、区域内の空家等の所有者等に対し指針に合った活用を要請

②空家等管理活用支援法人

- 市区町村長は、空家等の管理や活用に取り組むNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人として指定

(3) 空家等の管理の確保

- 市区町村長は、放置すれば特定空家等になるおそれがある空家等を管理不全空家等として、指導、勧告
- 勧告を受けた管理不全空家等の敷地は固定資産税の住宅用地特例を解除

(4) 特定空家等の除却等

- 市区町村長に特定空家等の所有者等に対する報告徴収権を付与
- 特定空家等に対する命令等の事前手続きを経るとまがないときの緊急代執行制度を創設
- 所有者不明時の略式代執行、緊急代執行の費用徴収を円滑化
- 市区町村長に財産管理人の選任請求権を付与



— 媒介業者の説明義務 —

土地を購入して賃貸する事業を提案した媒介業者に対して地代支払開始日について誤った説明をしたことによる賠償責任が認められた事例

媒介業者から土地を購入して賃貸する提案を受けて土地を購入した買主が、媒介業者から当初説明された期日を過ぎて地代収入を得られる見通しが立たなかったため、媒介業者の未払い報酬請求を拒んだところ、媒介業者がその支払いを求める訴訟を提起したことから、買主が媒介業者の誤った説明による損害の賠償を媒介業者に求めて反訴した事案において、媒介業者の請求を棄却し、買主の請求を一部認容した事例—— (宮崎地判 令4・3・22 判例時報 2557-35 葉山 隆)

1 事案の概要

Y (本诉被告・反訴原告・賃貸人・買主) は、X (本訴原告・反诉被告・媒介業者) から、所有者の異なる a 市内の 2 件の土地 (全体を「本件土地」、各々は「本件土地①および②」) を購入し、A (自動車販売業・賃借人) に賃貸する事業の提案を受けた。

平成 30 年 12 月中旬頃、Y と A (賃借人) は X の立会で、本件土地について、期間：営業開始から 20 年間、地代：月額 255 万円、とする事業用定期借地権設定契約 (本契約) の基本合意 (合意①) をした。また翌月、Y は X の立会で、A と本件土地について、合意①とほぼ同内容の本契約の覚書 (合意②) を締結したが、これには、有効期限や約定解除権についての定めはなかった。

平成 31 年 1 月、Y は、X の仲介で本件土地①を 4600 万円で購入し、翌月にその売買の仲介報酬として X に 155 万円を支払った。

同年 2 月、Y は X および他の宅建業者の仲介で本件土地②を 5 億 1150 万円で購入する契約を締結 (本件売買) し、翌月その引渡しを受けるとともに、X にその売買の仲介報酬として 800 万円


を支払った。

その後も A が着工等の営業開始に向けた具体的な準備をする様子がなかったため、令和元年 5 月、Y は X に対し、A に本契約締結の協議に応じるように伝えて協議日程の目処を Y に報告するよう求めたところ、X は Y に対して、Y を信頼して仲介業務を続けることは困難である等として本契約の仲介契約を解除し、仲介報酬相当額を請求する旨の回答をした。

令和元年 8 月、Y は A に対し、本契約締結や地代支払開始の時期を回答するよう求めたが、具体的な回答を得られなかったことから、同年 10 月、同月中に本契約が締結されない場合には合意②を解除する旨を通知した。

同年 12 月、A は Y に対し、支出済費用 123 万円余を Y が支払えば、合意②の解除に応じる旨を通知し、Y は A に同額の和解金を支払い、Y と A は合意②を合意解除した。

その後 X は、本件売買についての X の仲介報酬は 1500 万円と合意しており、700 万円が未払いである、また、本契約が締結できるよう最善の努力をしていたところ、Y が本契約締結を拒んだの



で、本契約の賃貸仲介に係わる報酬相当額である255万円の支払いを求める、として計955万円の支払いをYに求めて提訴した。

これに対してYは、本件売買に係るXの仲介報酬は800万円と合意していた、本契約締結に必須の条件であるAの営業開始日の調整が未了の段階でXが一方的に賃貸仲介契約を解除した、として争うとともに、Xが地代支払開始日について事実と異なる説明をしたことにより損害（逸失利益・Aに支払った和解金・支払済仲介手数料の計2608万円余）を蒙った、として反訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、Xの請求を棄却し、Yの請求を一部認容した。

（本件売買の仲介報酬について）

本件売買の売買金額からすれば、Xの主張する報酬（計1500万円）は、たしかに法定の報酬額の上限内であるが、あくまでもこれは上限であり、仲介契約書の提出もされておらず、X主張の金額でX=Y間において報酬額の合意があったとは認められない。

（本契約の仲介報酬について）

XはYに対して令和元年5月に本契約の仲介契約の解除を通知したこと、その時点において、本契約の締結に不可欠なAの営業開始日について調整未了であったことが認められ、Xが当該仲介契約を解除した時点において、その履行割合はゼロであったと言える。

（Yの請求について）

Yは、合意①や合意②を締結した当時、Xから「Aに本件土地への立入りを認めれば、その3か月後には地代支払が開始される」旨の説明を受けたと主張する。Yは本件土地②の購入にあたって、金融機関からの借入金を代金支払いに充てているが、その借入金の返済条件等からしてもこれは不自然ではない。

一方、AはXに対して「建物着工から3か月後」を地代支払開始日としたい旨申入れていたことが認められる。そうすると、XはYに対して、地代支払開始日について誤った情報を提供したことが認められ、Yの主張する逸失利益（地代の6か月分：1530万円）とAに支払った和解金（123万円余）は、Xの本契約の仲介契約の債務不履行による損害にあたる。

ただしこれは、本件売買の仲介上の義務違反とまでは言えず、YはXの仲介により、本件売買契約成立の法律効果を楽しんでいることからしても、Yの本件売買に係る仲介手数料の返還の求めには理由がない。

（結論）

したがって、Xの請求はこれを棄却し、Yの請求は1653万円余の支払いを求める範囲で認容する。

3 まとめ

本件は、媒介業者の報酬請求が棄却された一方、媒介業者は誤った説明をしたとして、賃貸人の賠償請求が認められた事例である。

当然のことながら、媒介業者の皆様は、調査にあたり細心の注意を払っていただくとともに、契約の相手方の意向や調査により知り得たことについて、正確にこれを当事者に伝達していただくよう留意していただきたい。

また、この事案においては、媒介業者が当事者間の土地賃貸借の基本合意を成立させるにあたって、お互いの拘束力が弱い内容となっていたことにより、賃貸人がその解除にあたり和解金の支払いを余儀なくされている。

媒介にあたっては、当事者が不測の損害を蒙ることのない合意内容とするよう注意を払うことも必要であろう。

（調査研究部主任研究員）

新入会員紹介

(R5.9.1～R6.2.29)

登録名	最新免許年月日			商号	代表者	政令使用人	住所	TEL	FAX
水戸	1	知	7582	R05.08.17	(株) Second Selection	園部理美子	311-1213 ひたちなか市牛久保 2-7-5	029-212-9898	029-212-9899
	1	知	7606	R06.01.09	(株)リッド	根本 茂之	310-0062 水戸市大町 1-2-6 水戸プライムビル 6階	029-297-1747	029-297-1748
	3	知	6927	R05.12.16	(株)e-スマイル 水戸茨大前支店	村上 真哉 久野 玲子	310-0055 水戸市袴塚 3-11-41	029-225-7200	029-224-8916
	1	知	7581	R05.08.17	ライフスタッフ(株)	松井 伸一 高木 聡	310-0053 水戸市末広町 2-3-1	029-231-2068	029-231-2061
	1	知	7589	R05.10.05	(株)土地Lab	石川 義忠	310-0914 水戸市小吹町 1990-1	029-246-5486	
	1	大	10420	R05.05.30	(株)ヒノキヤグループ パパまるハウスカンパニー水戸営業所	近藤 昭 川瀬 聡	311-4151 水戸市姫子 2-201-1 水戸赤塚住宅公園内	029-257-1880	029-257-1882
土浦・つくば	1	知	7599	R05.11.21	中久不動産	中田 勝也 中田スミ子	305-0853 つくば市榎戸 670	029-836-1849	029-836-3135
	1	知	7575	R05.07.31	(株)建翔	中沢 正之	300-4353 つくば市沼田 998	029-866-0508	029-866-0561
	1	知	7612	R06.01.12	(株)メルシー	佐原久美子	300-2655 つくば市島名 2335 ウィンズビル 4C	029-836-3656	029-893-5172
	1	知	7611	R06.01.12	佐野建設(株)	佐野 正彦	300-4114 土浦市上坂田 1481	029-829-3353	029-862-1779
	12	知	2814	R06.02.04	上総屋不動産(株) 販売センター	渡辺 博 染谷 裕二	305-0051 つくば市二の宮 1-2-5	029-855-1186	029-858-1577
	1	知	7595	R05.11.06	柴原商事	柴原 成一	300-1152 稲敷郡阿見町大字荒川本郷 1163	029-842-7015	029-842-5978
	1	知	7594	R05.10.24	(株)松葉型枠	松葉 秀邦	300-3261 つくば市花畑 3-8-28	029-864-6836	029-864-7000
	1	知	7596	R05.11.06	リアルライフ(株)	岡野 崇宏 関根 翔	305-0035 つくば市松代 1-14-16	029-869-6902	029-886-8685
	1	大	10420	R05.05.30	(株)ヒノキヤグループ 松家住宅カンパニー茨城営業所	近藤 昭 門永 智明	305-0074 つくば市高野台 2-3-6	029-828-6631	029-828-5214
	1	大	10420	R05.05.30	(株)ヒノキヤグループ パパまるハウスカンパニーつくば営業所	近藤 昭 照沼 隆之	305-0035 つくば市松代 1-9-7	029-859-1880	029-859-1885
県南	1	知	7579	R05.08.17	(株)トーマン	梶岡 博樹 渡邊麻貴子	302-0127 守谷市松ヶ丘 4-5-11	0297-21-7755	050-3131-9680
	1	知	7602	R05.12.06	アートワークス	山崎 謙二	302-0131 守谷市ひがし野 2-12-4 リバーサイドひがし野 1号棟 105	0297-21-8578	0297-21-8579
	1	知	7587	R05.09.21	(株)ブライト	森山 慶一	302-0102 守谷市松前台 6-12-13	070-8946-1978	
	1	知	7586	R05.09.07	(株)ベース	向江脇 諭	302-0034 取手市戸頭 4-10-13 ベースビル 101	0297-63-4734	0297-63-4736
	1	知	7580	R05.08.17	(株)フォレスト	井上 学	302-0102 守谷市松前台 7-11-2	0297-21-9384	0297-21-9384
県西	1	知	7604	R05.12.25	(株)リード	伊藤 吉起	308-0853 筑西市伊讚美 779-1	0296-54-6610	0296-54-6606
	1	知	7590	R05.10.11	(有)平岡建築	平岡 光明	300-3555 結城郡八千代町大字芦ヶ谷 1868-3	0296-48-1995	0296-49-3563
鹿行	1	知	7576	R05.07.31	(株)ほおり	渡邊 美絵	311-1517 鉾田市鉾田 617-37	050-3595-4006	0291-33-3306
	1	知	7598	R05.11.21	(同)孝桜ホーム	徳田 義伸	314-0017 鹿嶋市旭ヶ丘 1-14-3	0299-95-7617	0299-95-7618
	1	知	7603	R05.12.25	(株)愛光ホーム	齊藤 徳親	314-0116 神栖市奥野谷 8168	0299-97-1557	
	4	大	6857	H31.04.20	タマホーム(株)神栖店	玉木 康裕 小見 茂雄	314-0146 神栖市平泉 2423-3	0299-91-0155	0299-91-0158
高・宍井	1	知	7583	R05.08.22	東拓不動産(株)	加藤 理佐	306-0012 古河市旭町 1-4-5	0280-31-0337	0280-33-2201
	1	知	7591	R05.10.11	(有)岩井建物	横張 泰子	306-0632 坂東市辺田 655-5	0297-35-0551	0297-35-3637
県北	1	大	10420	R05.05.30	(株)ヒノキヤグループ パパまるハウスカンパニー日立営業所	近藤 昭 大場 恵介	316-0022 日立市大沼町 1-6-3 日立ハウジングステーション内	0294-29-7880	029-429-7881
石岡	1	知	7585	R05.09.07	(株)田山建設	田山 文男	311-3404 小美玉市飯前 1376-179	0299-37-3465	0299-37-3467

廃業に伴う退会届について ～協会への退会手続きをお忘れなく～

宅地建物取引業を廃業する場合、免許権者に「廃業等届出書」を提出した上で、協会に退会届を提出してください。協会において退会届を受け付け後、弁済業務保証金分担金の返還手続きを開始いたします。

なお、年会費につきましては、毎年4月1日時点での会員が年会費請求対象となり、免許権者に「廃業等届出書」を3月31日までに提出している場合でも、協会への退会届が3月31日までに提出されていない場合は、年会費の支払義務が発生します。ご注意ください。